

都議会のあり方検討会協議結果
「会議等を長期欠席した場合の議員報酬の扱い」

○減額開始を適用する欠席期間

(1 定例会)

○適用対象となる会議等

(本会議、委員会)

○減額率

(不支給)

○適用除外とする事項

(出産、公務災害、通勤災害、感染症、類するもので議長が認めるもの)

(病院又は診療所への入院及び退院後の療養であって、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めるもの)

○減額の始期

(要件を満たした日の属する月の翌月)

○減額の終期

(会議等出席日の属する月の前月)

○期末手当への反映

(不支給月分は算定から除外)